

お知らせ

町田市戦没者追悼式

市では、明治以降各戦役の戦没者並びに戦争犠牲者のご冥福を祈るとともに、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式を実施します(平服可)。事情により中止または内容が変更になった場合は、前日に市HPでお知らせします。

日10月27日(木)午前10時30分～11時30分**場**市庁舎**定**100人(申し込み順) **申**10月4日正午～23日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス**コ**ード221004Cへ。

問福祉総務課☎724・2537

不動産公売のお知らせ

公売方法期間入札**入札期間**10月20日(木)～27日(木)**入札場所**町田市納税課/定められた様式を使用し、郵送による入札に限り**開札日時**10月31日(月)午前10時**開札場所**東京都庁第二本庁舎10階会議室(新宿区)/公売財産や公売案内については、納税課へお問い合わせください。また、市HPに公売財産などを掲載しています。

問納税課☎724・2121

受け付けています

令和4年7月大雨災害義援金

日本赤十字社では、令和4年7月大雨災害義援金を10月31日(月)まで受け付けています。

○義援金箱の設置場所

福祉総務課(市庁舎7階)、市民課(市庁舎1階)、各市民センター、各連絡所等の窓口

○ゆうちょ銀行での振替による送金

窓口での取り扱いの場合、振替手数料は無料です。

□座番号00190-9-487734**加入**

者名日赤令和4年7月大雨災害義援金/受領証発行希望の方は、通信欄に「受領証希望」と明記してください。

○銀行による送金

振込手数料が別途かかる場合があります。

□座番号三井住友銀行すずらん支店(普)2787582、三菱UFJ銀行やまびこ支店(普)2105580、みずほ銀行クヌギ支店(普)0620553**□座名**日本赤十字社(3行共通)/受領証発行希望の方は、氏名(受領証の宛名)・住所・電話番号・寄付日・寄付額・振込金融機関名と支店名を日本赤十字社パートナーシップ推進部へご連絡ください。

問日本赤十字社パートナーシップ推進部☎03・3437・7081、町田市福祉総務課☎724・2537

高齢者・障がい者のための福祉法律相談

法律に関する問題について、弁護士が相談に応じます。

※市内在住の高齢者、障がいのある方、またはその家族や関係者**日**10月18日、11月15日、12月20日、いずれも火曜日午後2時～4時20分/1人30分程度**場**町田市民フォーラム**内**成年後見制度、相続、遺言、贈与、財産分与、権利侵害等の相談**申**氏名・電話番号を明示し、電話またはFAXで、(社福)町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461**問**725・1284)へ。

問福祉総務課☎724・2537

障がい者就職面接会

参加企業24社(予定)の人事担当者との面接ができます。当日は、応募書類(ハローワークで交付した紹介状・履歴書・職務経歴書)をお持ちください。また、応募書類に障がいの種類・等級をご記入ください。

日10月28日(金)午後0時30分～4時**場**市立総合体育館**申**ハローワーク町田・八王子・府中・相模原に求職登録している方は直接登録先のハローワークへ。その他のハローワークで求職登録している方は直接最寄りのハローワークへ。

問ハローワーク町田専門援助部門☎732・7316**問**732・8724、町田市障がい福祉課☎724・2147**問**050・3101・1653

町田新産業創造センター インキュベーションフロア入居者募集

入居者は、常駐のインキュベーションマネージャーによる販路拡大や資金調達等の支援、他の入居者等との交流を通じた創業期のノウハウ共有など、さまざまな経営支援を受けることができます。施設内覧も随時受け付けしており、1席単位で利用可能なブースの貸し出しもあります。

※これから創業する方、創業後5年以内の方、第二創業をする方(個人でも法人でも可)**内**・**費**211号室(面積9m²)=賃料3万817円(11月末ごろ入居可能)/消費税、共益費を含み**申**入居申込書(同センターHP[下記二次元コード]でダウンロード)に記入し、10月31日までに直接または郵送(消印有効)で同センターへ。書類審査後、面接を行います。

問同センター☎850・8525、町田市産業政策課☎724・2129



シニア

健康寿命を延ばそう! フレイルチェック会

フレイルとは、年齢とともに筋力や認知機能が低下し、生活機能障害などの危険性が高まった状態です。運動・栄養・口腔・地域活動の総合的なチェックや体力測定等で現在の状態を確認し、専門家によるミニ講座を行います。なお、当日の運営は町田市シルバー人材センターが行います。

※市内在住の65歳以上の方**日**11月2日(水)、受付時間=①午後1時～1時

15分②午後2時～2時15分/所要時間は2時間程度です。どちらかの受付時間を選んで申し込みください**場**鶴川市民センター**定**①30人②20人/申し込み順**申**10月5日正午～20日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス**コ**ード221005Aへ。**問**高齢者福祉課☎724・2146

高齢者インフルエンザ予防接種費用助成

指定医療機関にご予約のうえ、10月11日(火)から接種が受けられます。2022年度に限り、自己負担無しです。ただし、令和4年第三回東京都議会定例会で、令和4年度9月補正予算が可決された場合において正式に確定します。詳細は市HPをご覧ください。

※市内在住の65歳以上の方(60歳以上65歳未満でも対象の場合有り)**期間**10月11日(火)～2023年1月31日(火)**場**町田・八王子・日野・多摩・稲城市の指定医療機関

問保健予防課☎725・5422

子ども・子育て

子ども創造キャンパスひなた村

●アウトドアクッキング番外編～羊毛でふわふわコースターづくり

※市内在住、在学の小・中学生とその保護者**日**10月29日(土)午前10時～正午(荒天時屋内実施)**定**11人(申し込み順) **費**1人300円**申**10月3日午後1時から電話でひなた村(☎722・5736)へ。その他の講座やワークショップについては、同キャンパスひなた村HP等をご覧ください。



10月は乳がん予防月間です

問健康推進課☎725・5178

【40歳を過ぎたら、2年に1度、乳がん検診を受けましょう】

市では、少ない自己負担額で検診を受けることができます。詳細は市HP(右記二次元コード)をご覧ください。

※町田市に住民登録があり、ご加入の健康保険や勤務先等で検診を受ける機会のない40歳以上で、偶数年齢(2023年3月31日時点)の女性

検診内容問診、マンモグラフィ **費**2000円

申事前に電話で乳がん検診実施医療機関へ。

【関連イベント】

●乳がん予防月間啓発イベント **日**10月3日(月)～7日(金)、午前8時

30分～午後5時(3日は午前10時から、7日は午後4時まで)

場イベントスタジオ(市庁舎1階)

内乳がんに関するパネルの展示、啓発グッズの配布

●中央図書館で特集コーナーを開設中

日程10月12日(水)まで

内乳がん関連図書の紹介、リーフレット等の配布

●市庁舎を乳がん啓発活動のシンボルカラーであるピンク色にライトアップ

日10月の毎週水曜日、午後6時30分～9時

●JR町田駅前ペDESTリアンデッキをピンク色にライトアップ

日程10月31日(月)まで

交付しています

原動機付自転車のオリジナルナンバープレート

問市民税課☎724・2113

原動機付自転車(総排気量50cc以下・90cc以下・125cc以下)に町田市オリジナルデザインのナンバープレートを市民税課(市庁舎2階)で交付しています。

今回、下表のとおり番号を追加します。通常のナンバープレートとの選択制ですが、オリジナルナンバープレートは、先着順で在庫の中から希望の番号を選ぶことができます。また、現在お持ちの通常のナンバープレートとの交換も可能です。

新規登録時、通常のナンバープレートとの交換時、いずれの場合も無料で交付しています。なお、現在お持ちのオリジナルナンバー

プレートを、新しいオリジナルナンバープレートに変更することはできません。

※通常のナンバープレートは、忠生・鶴川の各市民センターでも交付していますが、オリジナルナンバープレートは、市民税課のみでの交付です。

※今回追加するオリジナルナンバープレートの交付は、新規登録・交換ともに、10月13日(木)からです(先着順)。

※詳細はお問い合わせください。



総排気量50cc以下用

種別 ()内はプレートの色	文字	追加ナンバー
総排気量50cc以下(白)	ま	8080～8605
総排気量90cc以下(黄)	ま	1631～1683
総排気量125cc以下(桃)	ま	4832～4899、5000～5194

※末尾が「04・09・42・44・49」の交付はありません。

生活保護受給者・生活困窮者等を対象とした

就労準備支援事業が始まりました

問生活援護課☎724・4013

すぐに就労や自立が困難な方々に対して、一般就労が可能な状態になることを目標に、日常生活・社会生活・就労活動に関して利用者に寄り添ったサポートを行います(利用条件有り)。

支援施設への通所を基本とし、利用者の状況によっては訪問支援も行います。具体的な支援メニューは、相談支援に加えて、生活習慣

や生活環境改善、就労体験、各種セミナーの開催等を行います。

※すぐに就労や自立が困難な、生活保護受給者及び生活困窮者、将来的に生活が困難となる恐れのある方等

申電話で生活援護課(生活保護を受給している方は担当ケースワーカー)へ。